

# 安曇野市 土木工事共通仕様書



安曇野

安曇野市 都市建設部

令和7年7月1日 適用

# 安曇野市土木工事共通仕様書

1 安曇野市の土木工事を施工するにあたって、受注者、現場代理人、主任技術者等は工事に関する以下の図書について熟知し、その記載の規定によるものとする。

- (1) 長野県土木工事共通仕様書（長野県建設部）
- (2) 長野県土木事業設計基準及び土木構造物標準設計図（長野県建設部）
- (3) 土木工事現場必携（長野県）
- (4) 長野県土木工事施工管理基準（長野県建設部）
- (5) 工事書類簡素化ガイドライン 及び 長野県建設工事 工事関係書類一覧表（長野県建設部）
- (6) 設計変更ガイドライン（長野県）
- (7) その他長野県が土木工事を実施するにあたり通知通達した規程等

2 上記図書は、長野県公式ホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/>) において公開されているものを最新版とする。

3 設計図書の記載と上記図書の規定が異なる場合は、監督員と協議のこと。

4 安曇野市の土木工事積算は、国土交通省の土木工事標準歩掛により積算されているので、施工方法、施工機械等はその趣旨を理解して施工するものとする。

5 図面に記載のない事柄のうち、工事目的物の性能、品質に係るものは監督員と協議のうえ、了解を得て施工するものとする。

6 次のいずれかに該当する工事においては、工事現場周辺への現場事務所の設置を省略できるものとする。ただし、移動式（車載）等により仮設トイレを調達することを原則とする。

- (1) 請負金額が500万円未満の工事
- (2) 準備工等を除く現場作業が3日未満の工事
- (3) 営業所の所在地から現場までの距離が2km程度以内で近接しており、施工機械、使用材料等の仮置き・現場保管を要さない工事

7 個別工種の施工条件については、工事ごとの「特記仕様書」による。

8 建設業法（昭和24年 法律第100号）及び 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年 法律第127号）の規定に基づく施工体制台帳の作成・提出等、適正な施工体制の確保を図ること。

# 安曇野市土木工事共通施工条件明示事項

## 1 施工計画

### (1) 施工計画書

- ・ 長野県土木工事共通仕様書 1-1-1-6 (施工計画書) に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前又は施工方法が確定した時期に「施工計画書」を作成し提出すること。
- ・ 施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携」を参考とすること。
- ・ 工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。
- ・ 出水期に河道内で工事を行う場合は、治水上の安全を確保するための対策を施工計画書に明記し提出すること。（長野県土木事業設計基準 第8編河川事業 8-参-2 を参照）

### (2) 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。

特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

#### 【施工体制に係る工事書類等】

- ①「施工体制台帳」、「施工体系図」
- ②すべての下請契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）  
※工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）に基づき、施工体制台帳の添付書類として下請契約書写しを提出
- ③主任技術者（監理技術者）の資格証等の写し及び保険証  
※工事書類簡素化ガイドライン（R7.4適用）に基づき、現場代理人等通知書に添付した場合は提出不要

注) 施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、下請契約書写、施工体系図を含む	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導警備員	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者 (収集運搬業・処分業)	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
ダブル運搬（運搬のみ）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
立木の伐採（伐採のみ。抜根、集積、積込を含まない）	台帳作成不要 契約書写しを添付し、提出	
1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳作成	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約であっても請負契約に該当するため、台帳作成を必要とする。	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クーン等の重機パレットを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳を作成する	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要

### (3) 関係機関への届出等

- ・ 公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・ 市維持管理課への「道路通行制限願」
- ・ 河川内作業における漁協との工事打合せ簿等の「写」

## 2 用地関係

- (1) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立会いのうえ、借地期間内に返還まで完了すること。
- (2) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。
- (3) 受注者で必要な用地の借用及びこれに伴う諸手続については、受注者にて対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に市農業委員会等と調整すること。
- (4) 工事箇所に隣接する土地の境界杭や構造物が支障となる場合、直ちに監督員と協議し、物件所有者と調整を図ること。

## 3 工事支障物関係

- (1) 現場に公共基準点が確認された場合、監督員と協議すること。
- (2) 上記のほか着手前に調査し、工事にて支障となる物件がある場合は、事前に監督員と協議すること。
- (3) 工事にて支障を与える可能性があるものについては、その権利者にその旨を申し出ること。

## 4 周辺環境保全関係

- (1) 大気への配慮  
建設機械・設備等は排出ガス対策型機械使用を原則とする。**別紙一 1 『排出ガス対策型機械』**のとおり。
- (2) 公道への配慮  
現場発生土の搬出、各種資材等の搬入出時は、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚損させた場合、受注者の責任において処置すること。(工事着手前に写真撮影しておくこと)
- (3) 過積載の防止
  - ・ 取引業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。
  - ・ 対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
  - ・ 工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。
  - ・ 実施した過積載防止対策については、点検記録等を整理・保管し、監督員等に求められた際は、提示すること。
- (4) 第三者災害への対応  
住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畠への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は受注者が速やかに対処すること。
- (5) 沿線の土地利用者への配慮  
工事区間、交通規制区間ににおいては、沿線土地の利用について配慮すること。(店舗、住宅、田、畠、事業所等の利用)

## 5 安全対策関係

- (1) 安全教育・研修・訓練
  - ・ 受注者は、共通仕様書1-1-1-38に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
  - ・ 安全教育等は工事期間中月1回(半日)以上を実施し、この結果を記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた際は、提示すること。
- (2) 安全施設  
現場出入口の管理は、伸縮ゲート等で適正な構造とすること。

### (3) 交通管理

#### ① 交通誘導警備員

- ・近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に変更が生じた場合や当初設計で予定している施工方法に対して違う施行方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- ・受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。なお、警備業者が交通誘導員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって、工事の安全上支障がない場合等、やむを得ず受注者がいわゆる自家警備を行う場合は、事前に監督員と協議すること。
- ・国道においては、長野県公安委員会告示第70号（令和2年10月1日）により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置して実施すること。

#### ② 交通安全施設

- ・仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること
- ・車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

#### ③ 交通規制

- ・通行規制を行う場合、その予告を14日前に前項に基づき標示すること。また、道路通行制限及び道路使用等通行規制に関する届出は受注者にて行うものとする。併せて、迂回路の案内を適切に現地に標示すること。
- ・袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

※通行止規制はおこなわない。通行止が必要となる場合、監督職員と協議をおこなうこと。

### (4) 架空線等上空施設一般

- ・工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。
- ・建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。

- ① 架空線上空施設への防護カバーの設置。
- ② 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置
- ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定

- ・前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。現場確認の結果、施工上必要と認められる場合は、受注者から架空線等管理者へ必要な費用等について見積を依頼することとし、架空線等管理者から提出された見積書（写し）について、工事打合せ簿に添付して監督員へ提出すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

### (5) 通学路

工事区間が通学路の場合、教育委員会、関係学校と協議のうえ、通学する児童・生徒の安全対策を十分配慮した施工方法、工程計画、交通管理等を行うこと。

### (6) 工事に関する看板

本工事にて現場に設置する看板等（工事看板、交通規制標示看板、工事予告看板、バリケード等）については、以下のとおりとする。

- ①運転者の視界の妨げにならぬよう設置すること。（特に宅地等から出る車両について注意。）
- ②看板等の内容が運転者にわかるよう製作、設置すること。
- ③不要になった看板等は速やかに撤去すること。
- ④常に現場の状況と看板等の内容が合っていること。
- ⑤受注者の名前が入っているものを使用すること。
- ⑥反射式のものを使用するなど、夜間もその存在がわかるようにすること。

- ⑦工事内容、迂回路の標示は、『道路工事現場における標示施設等の設置基準について（道路局長通達 平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号改正）』に基づいて設置すること。
- ⑧看板等の固定には十分留意し、特に強風時等は、転倒するなどして周辺に支障をきたすことが無いように措置を講ずること。
- (7) 除雪（この内容は12月1日から翌3月31日までを基本としており、繰越工事等で年度を跨ぐ場合はこの限りではないため、監督員等と協議すること。）
- 工事にて道路通行制限願を提出した場合、その期間及び区間は安曇野市の除雪区間から除外される。その期間及び区間についての除雪は、工事受注者にて行うこと。除雪詳細は、安曇野市都市建設部 維持管理課維持担当にて確認すること。
- (8) 熱中症
- 夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症予防対策を講じること。
- 熱中症対策に資する現場管理費の補正は、協議により設計変更の対象とする。
- (参考) 热中症対策に資する現場管理費の補正の試行について  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/documents.html>

## 6 仮設工関係

- (1) 工事用道路関係
- 公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理、日常点検を十分に行い、周辺環境に十分配慮して、事故・環境悪化・苦情がないようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。
- (2) 仮設工設置期間
- 受注者に起因する工期延長等に伴う、仮設材の損料又は賃料期間の設計変更は原則として行わない。
- (3) 任意仮設
- 発注者が想定している任意仮設については、閲覧設計書、参考図に示したとおり。
- 受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。
- (4) 指定仮設
- 指定仮設については、図面、数量総括表及び閲覧設計書に示したとおり。
- (5) 附帯工
- 附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。

## 7 発生土・廃棄物・再生資源関係

長野県土木工事共通仕様書1-1-1-24第3項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。

- (1) 建設副産物の処理に関する事項
- ・ 本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第12条第1項の規定に基づいて、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと（様式は土木工事現場必携参照）。
  - ・ 受注者は、建設リサイクル法第5条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
  - ・ 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法9条に則りその種類ごとに分別すること。
  - ・ 工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5) 建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。

- 「長野県産業廃棄物3R実践協定（平成25年4月1日名称変更）」締結事業者（排出事業者）にあっては、本工事における「産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する自主的な取組状況等」について施工計画に定めること。

（2）特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

- 受注者は発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- 受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。
- 再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

（3）建設副産物の処理

- 建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を締結すること。
- 廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を委託契約書に添付すること。
- 下請負業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- 「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処分されているか確認を行うこと。土木工事現場必携を参照し、廃棄物種類ごとの集計表をしゅん工書類に添付すること。
- 受注者は施工計画書に以下の事項を記載する。

処理方法※	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先 (処理業者)	業者名 住所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名 住所				
その他	資源化の 方法など				

（施工計画提出時に必要な書類等）

- 処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
- 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

（4）再生資源の利用促進

- 工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。
- 再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資材により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。
- 受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出しようとする場合には、土壤汚染対策法等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に確認結果を記録すること。

（詳細は、土木工事現場必携（R6.10.1）共12を参照のこと）

- 受注者は、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、搬出先に対し土砂受領書の交付を求める。なお、搬出先が土砂受領書の交付に応じない場合は、作業状況の写真に加え、処分量がわかる資料として、受入伝票を取りまとめた記録を作成すること。また、搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合には、次の①～④の場合を除き、最終搬出先まで確認を行うこと。（詳細は、土木工事現場必携（R6.10.1）共12を参照のこと）

- ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
  - ② 他の建設現場で利用する場合
  - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
  - ④ 土砂処分場（盛土利用等し、再搬出しないもの）
- 信州リサイクル製品の率先利用に努めること。

（5）再生資源利用等実施書の提出

- 受注者は、施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」・「確認結果票」を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示すること。

- ・ 再資源化等報告書に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を添付し提出すること。  
(COBRISで作成した場合は、実施書の提出は不要)
- ・ 提出様式は、原則としてCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)を利用し作成すること。これにより難い場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式(EXCEL)」によることも可能とする。
- ・ 対象は下表のとおりとする。

再生資源利用計画書 (実施書)	次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事	
1 土砂	500m <sup>3</sup> 以上	
2 碎石	500t 以上	
3 加熱アスファルト混合物	200t 以上	
再生資源利用促進計画書 (実施書)	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する工事	
1 建設発生土	500m <sup>3</sup> 以上	
2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材		
	合計 200t 以上	

特定建設資材：①コンクリート②コンクリート及び鉄から成る建設資材  
③木材④アスファルト・コンクリート

#### (6) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

### 8 品質及び技術管理関係

#### (1) 建設資材の品質記録保存

土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。

#### (2) コリンズへの登録

受注者は契約額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター)にもとづき、当初契約時・変更契約時・しゅん工時・訂正時に工事実績情報として、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。

当初の契約額が500万円未満の工事について、増額により変更契約額が500万円以上となった場合には、変更契約後の工事情報で「工事カルテ」を作成することとし、変更契約後10日以内に登録申請しなければならない。

ただし、変更時登録としゅん工時登録の間が10日以内であれば、変更時登録を省略し、しゅん工時に登録することが出来る。

なお、しゅん工(完了)時登録済データに対して、訂正(削除)をする場合は、発注機関確認書が必要となる。

#### (3) 建設資材の試験

建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には受注者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインしたQC版または品質証明シールを入れる。

#### (4) コンクリート品質管理

##### ア コンクリート担当技術者の配置

- ・ 受注者は、50m<sup>3</sup>以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に氏名を明示する。
- ・ 同技術者は主任技術者または監理技術者との兼務は可、現場代理人との兼務は不可である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は、兼務が可能である。

##### イ 責任分界点からの受注者が行う品質管理

受注者は「責任分界点」から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託した場合には、その全てに立ち会うとともに、その記録及び写真をしゅん工成果品として提出するものとする。なお、上記において立会いの証としてコンクリート担当技術

者が必ず写真に写っているものとする。ただし、安曇野建設事務所にて一括承認された工場において試験等を行う場合は、立ち会い及び写真を省略できる。

ウ レディーミクストコンクリート納入書（伝票）の扱い

- ・ 納入書は整理保管し、監督員等の求めに応じて提示する。
- ・ 納入書には、工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入し、荷受職員認欄に担当者が記名するものとする。
- ・ スランプ、空気量測定値の記入は省略可能とし、品質管理資料で確認するものとする。

(5) 工事に使用する材料の承認

ア 工事で使用する材料は、「材料承認願い」を提出して承認を得ること。

イ 安曇野建設事務所にて一括承認された材料等を使用する場合に限り、承認願いを省略することができる。

ウ JISで認証されている規格品のうち、JISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

エ 一括承認対象製品及びJISマーク表示品について、どの材料が該当しているかを確認できる主要材料表を施工計画書等に添付すること。

オ 一括承認資材について不明な点等は、監督員に確認すること。

カ 工事用資材は「信州リサイクル製品認定制度」の認定を受けているリサイクル資材を原則使用すること。「信州リサイクル製品」については、長野県ホームページを参照のこと。

## 9 ワンデーレスpons・wiークリースタンス

(1) この工事は、ワンデーレスpons・wiークリースタンス実施対象工事である。

(2) 「ワンデーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。また、受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

(3) 「wiークリースタンス」とは、受発注者間で効率的かつ計画的に工事・業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果物の品質確保と、ワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的とする。「wiークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者間で十分な意思疎通を図り、取組を行うとともに、取組内容については施工計画書に記載すること。

## 10 受注者の希望により実施する内容の確認

(1) 受注者は契約額200万円以上の工事の施工条件のうち、受注者の希望により実施する内容については、工事請負契約締結後に別紙一2『実施希望調書』を監督員へ提出し、確認を受けること。

(2) 工事へのICT技術の活用にあたっては、長野県が適用する「ICT活用工事の実施方針」、各工種の「ICT活用工事仕様書」及び「積算要領」に準拠することとし、試行的な運用として特記仕様書に別途定める工事について実施を希望できるものとする。受注者の希望により実施する場合には、事前に監督員と協議すること。

(3) 電子納品の実施にあたっては、長野県が適用する「電子納品に係る実施要領」に準拠することとし、試行的な運用として特記仕様書に別途定める（発注者指定による電子納品対象工事を除く）工事について実施を希望できるものとする。受注者が電子納品を希望する場合は、対象書類やファイル形式、データバックアップ体制、コンピュータウィルス対策方法等について、工事着手時に監督員と協議することとし、対象書類はCD-RもしくはDVD-Rに記録して提出すること。

(4) 情報共有システム利用の実施にあたっては、長野県が適用する「情報共有システム実施要領」に準拠することとし、着手時に、実施の有無、システムの種類、参加者について監督員と協議・確認を行うこと。

- (5) 建設キャリアアップシステムの活用にあたっては、「長野県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に準拠することとし、活用を希望する場合は、工事打合せ簿により監督員と協議すること。

## 1.1 その他

### (1) 各種調査・試験に対する協力

「長野県土木工事共通仕様書」1-1-1-18にもとづき、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等及び試験に対して、協力しなければならない。

#### ア 公共事業労務費調査

- 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。また、工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### イ 諸経費動向調査

#### ウ 施工合理化調査（歩掛実態調査）

#### エ 施工形態動向調査

調査対象になった工種には、発注者から通知すると共に、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

#### オ 長野県建設工事における元請・下請関係適正化調査

### (2) 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

### (3) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

①暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。

②不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。

③不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。

### (4) 遵守事項

『指導事項』（別紙一7）を遵守すること。

### (5) 不正軽油撲滅対策

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。

県庁税務課及び各県税事務所がおこなう燃料の抜き取り調査等に協力すること。

### (6) 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

法定外の労災保険への付保状況について、受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものにより、監督員の確認を受けなければならない。

### (7) 生コンクリートをはじめとして、主要な材料は管内工場の価格により積算しているため、これらを管外から搬入する場合は、監督員と協議すること。

### (8) 工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合は、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合は、決定通知書の発行日）から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せ、通知書（書式は当市ホームページ上に掲載）により通知すること。

## 1.2 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力（ＩＣＴ等の新技術・新工法含む）に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

※ＩＣＴ活用工事については、発注者が事前協議資料や施工計画書等で実施状況を確認できれば、説明資料の作成・提出は不要とする。

創意工夫・社会性等の具体的な内容がある場合は、別紙－3（1）『創意工夫等』及び別紙－3（2）『説明資料』を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

## 1.3 工事現場の環境改善について

### （1）目的

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

### （2）現場環境改善の実施内容について

①現場環境改善費が率計上されている場合は、別紙－5『現場環境改善費実施計画表』に基づき、現場着手前までに受発注者協議により決定するものとする。

決定する際は、「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を選択することとする。

②主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。対策を実施する場合は①同様に、別紙－5『現場環境改善費実施計画表』に基づき、現場着手前までに受発注者協議により決定するものとする。

③現場環境改善費が①の他に積上計上されている場合は、発注者の指示に従い実施のこと。

### （3）工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

## 1.4 参考資料

別紙－1『排出ガス対策型機械』

別紙－2『実施希望調書』

別紙－3（1）『創意工夫等』

（2）『説明資料』

別紙－4『施工計画書のチェックリスト』

別紙－5『現場環境改善費実施計画表』

別紙－6『撮影箇所一覧表』

別紙－7『指導事項』

※工事提出書類は長野県建設部「工事書類簡素化ガイドライン 及び 長野県建設工事 工事関係書類一覧表」準拠のこと

## 排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、（表－1）に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

（表-1）排出ガス対策型建設機械を原則使用する機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機、リバースサーチュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。  <u>（閲覧設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種である。）</u>

令和 年 月 日

(宛先) 安曇野市長

(受注者)

住 所

氏 名

(社印省略)

## 施工条件に関する実施希望について

さきに受注した工事について、下記のとおり実施を希望します。

記

工 事 名	
建設副産物のとりまとめ方法	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム (COBRIS) <input type="checkbox"/> 建設リサイクル報告様式（計画書・実施書） <small>※国土交通省ホームページ上で公開されている様式データ</small>
ICT活用工事	<input type="checkbox"/> 実施を希望する <input type="checkbox"/> 発注者の指定により実施する <input type="checkbox"/> 実施を希望しない <input type="checkbox"/> 対象外工事
電子納品 (CDまたはDVDによる提出)	<input type="checkbox"/> 成果物の一部を電子媒体に記録して提出を希望する <input type="checkbox"/> 実施を希望しない（従来どおりに成果物を取りまとめて提出する） <input type="checkbox"/> 発注者の指定により実施する <input type="checkbox"/> 対象外工事
情報共有システム	<input type="checkbox"/> 利用を希望する <input type="checkbox"/> 利用を希望しない <input type="checkbox"/> 対象外工事
建設キャリアアップシステム	<input type="checkbox"/> 活用を希望する <input type="checkbox"/> 活用を希望しない <input type="checkbox"/> 対象外工事

※□にチェックマーク（レ点）を入れてください。

なお、上記の希望に基づき実施する場合の具体的な内容については、監督員等と別途協議をすることとします。

## 創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名	令和〇〇年度　〇〇工事		請負者名	〇〇建設
項目	評価内容	番号	実施内容_（説明資料の実施内容を複写）	
□創意工夫  項目数 _____項目	□施工		(例) ・災害等での臨機の処置 ・施工状況(条件)の変化に対応した自発的提案 ・I C T 活用工事の取組み ・測量・位置出し ・施工に伴う機械、器具、工具、装置類の工夫 ・二次製品、代替製品の利用の工夫 ・施工方法の工夫 ・施工環境の改善 ・仮設計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・写真管理の工夫 ・その他	
	□品質		(例) ・使用材料、施工方法、品質確保の工夫 ・集計ソフトの活用 ・その他	
	□安全衛生 (※)		(例) ・安全施設・仮設備の配慮・工夫 ・安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止・被害軽減対策・交通確保の工夫 ・その他	
	□その他		(例) ・リサイクル推進 ・生産性向上の取組み ・その他	
□社会性等 (地域社会や住民に対する貢献)  項目数 _____項目	□地域への貢献 (週休2日に対する取組みを含む) (※)		(例) ・週休2日実現の取組みの工夫 ・地域の自然環境保全 ・作業現場の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・ボランティア活動への積極的な参加 ・その他	

実施状況の提出は、創意工夫、社会性等それぞれ7項目を上限とする。

※ 現場環境改善費で実施した5項目については評価しない

## 創意工夫・社会性等に関する実施状況 説明資料

工事名				番号	
項目		評価内容			
実施内容					
(説明)					
(添付図)					

## ○作成にあたっての注意事項

本実施状況の提出は、創意工夫、社会性等それぞれ7項目を上限とする。

## 【別添様式】について

1. 該当する項目に□に、レ点マーク記入。
  2. 該当項目以外にも評価できる内容がある場合には、その他として項目を設けるものとする。
  3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
  4. 提案内容1件毎に番号を付し、説明資料の右上に対応する番号を記入する。
- 「説明資料」については、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別紙－4 『施工計画書のチェックリスト』

施工計画書のチェックリスト 1 工事名 :

受注者 :

箇所名 :

項目	内容	指示事項	確認
◎施工計画書の内容（1～15）	起工測量後速やかに提出されているか。（協議書添付）		
1 工事概要	工事名、工事箇所、工期、設計大要を記入。		
2 計画工程表	経済的な工程計画立案の趣旨に沿って計画し、しゅん工時には、実施工程表を赤黒対象で提出する。 複数の工種ではネットワーク等の工程表も考慮する。		
3 現場組織（1）現場組織表	・工種毎の作業主任者を決め記入。（資格証明書の写しの添付は不要） ・下請業者も含む組織の明示。		
（2）コンクリート担当技術者	打設量が50m <sup>3</sup> 以上の場合に配置する。		
	地形等の調査、作業中止基準、降雨量等の把握、降雨の場合に講ずる措置、作業中止の解除、警報装置・避難所、避難訓練について記載。 作業の中止決定及び解除の判断者を記載。		
4 主要材料	工種別に材料、規格、数量、品質確認の種別、購入先を記入する。		
5 施工方法（1）施工方法	簡略図により、工事の施工方法を具体的に記入。使用する機械は規格を記入する。		
（2）施工順序と施工量	構造図の縮小版等を利用し、各工種毎の構造物の施工順序を具体的に記入。施工順序により施工量（日数）を計算して記入。		
（3）コンクリート打設計画	各構造物の打設計画を記入。コンクリートの養生方法についても具体的に記入。打継目処理計画、鉄筋の保管方法等。		
6 仮設計画（1）瀬追工及び排水工	現場に適合した計画を記入。（任意協議）		
（2）仮設道路迂回路	最も合理的な計画で作成。（任意協議）		
（3）仮設トイレ・現場事務所配置	仮設トイレ・現場事務所の配置図作成。		
（4）架空線上空施設への防護カバー設置	防護カバー設置箇所の資料添付。（任意協議）		
（5）その他	仮橋及び支保工等の強度計算書の添付。		
7 施工管理計画（1）出来形管理	工種、出来形管理項目、対象数量、測定頻度、測定数、管理測点を記入。		
（2）品質管理	種別、品質管理試験名、対象数量、測定頻度、測定数、試験場所を記入。		
（3）写真管理	工種、撮影項目、対象数量、撮影頻度、撮影数、撮影測点を記入。		
（4）その他	その他特殊構造物における出来形管理、品質管理、写真管理等は協議して記入。		

## 施工計画書のチェックリスト 2 工事名：

受注者：

箇所名：

項 目	内 容	指 示 事 項	確認
8 安全管理（1）安全管理組織表	会社内のそれぞれの安全管理者の分担を記入。		
（2）安全管理について	遵守する基準や関係法令を記載。		
（3）安全管理の内容	毎日の安全施工サイクルの実施事項を記載。		
（4）安全管理のための実施事項	毎日（朝礼、ＫＹ活動、始業前点検、工程会議、片付）、週例（安全衛生協議会）、月例（安全大会、安全教育、災防協、安パト）、その他（新規入場等）の実施事項を記載。		
（5）公衆災害防止	第三者災害の防止について記載。		
（6）労働災害防止	墜落・転落灾害、車両系建設機械による災害、クレーン等による災害、土砂崩落災害、飛来・落下災害、火災・爆発災害、その他（熱中症や蜂等）について、被害の防止対策を記載。現場の具体的な箇所を図示し、安全対策（手すり等）を明記する。		
（7）自然現象及び土石流に対する労働災害防止対策	地形等の調査、作業中止基準、降雨量等の把握、降雨の場合に講ずる措置、作業中止の解除、警報装置・避難所、避難訓練について記載。 作業の中止決定及び解除の判断者を記載。		
9 緊急時連絡系統図	関係機関の緊急連絡先を記入。（携帯電話等も記入）		
10 交通管理対策	現場内外の標識設置計画を平面図の縮小版又は略図に記入。交通規制について記載。		
11 環境対策	現場周辺の自然環境の保全、公害防止、周辺住民の生活環境の保全について記載する。		
12 建設副産物	別紙－2 『実施希望調書』により、集計方法を報告の上、再生資源利用（促進）計画書を提出する。搬出先までのルート図添付（距離、時間を記入）		
13 過積載防止対策	対象を明示し、対策を具体的に記入。		
14 関係機関との協議	工事着手前に各関係機関と協議する事項又は処理方針、回答を記入。（電気、電話、上下水道、ガス、用水路、家庭配水管等）写し添付。		
15 その他	現場環境改善費実施計画、監督員と協議し、必要なもの等。		

※現場の出来形確認に使用した図面（平面図、縦断図、擁壁展開図、舗装展開図など）も添付すること。

## 現場環境改善費実施計画表

計上費目	チェック欄	実施する内容		現場で実施する内容
		率計上分		
現場環境改善 (仮設備関係)		1	用水・電力等の供給設備	
		2	緑化・花壇	
		3	ライトアップ施設	
		4	見学路及び椅子の設置	
		5	昇降設備の充実	
		6	環境負荷の低減	
			その他	
現場環境改善 (営繕関係)		1	現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)	
		2	労働宿舎の快適化	
		3	デザインボックス (交通誘導警備員待機室)	
		4	現場休憩所の快適化	
		5	健康関連設備及び厚生施設の充実等	
			その他	
現場環境改善 (安全関係)		1	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)	
		2	盗難防止対策(警報機等)	
			その他	
地域連携		1	完成予想図	
		2	工法説明図	
		3	工事工程表	
		4	デザイン看板(各工事PR看板含む)	
		5	見学会等の開催(イベント等の実施含む)	
		6	見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営	
		7	パンフレット・工法説明ビデオ	
		8	地域対策費(地域行事等の経費を含む)	
		9	社会貢献	
			その他	
		積上計上分		
		1	避暑(熱中症対策)・避寒対策	

### 撮影箇所一覧表

区分	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕		
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕		
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕		
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕 創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回〔施工前後〕		
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕	工事打合簿に添付する。	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	現場必携共1-13の掲示物を含む	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	実施状況資料に添付する。	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回〔使用前〕	品質証明に添付する。	
		品質証明(JISマーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕		
品質管理写真		長野県土木工事施工管理基準 写真管理基準 品質管理写真撮影箇所一覧表のとおり			
		不可視部分の施工	適宜		
出来形管理写真		長野県土木工事施工管理基準 写真管理基準 出来形管理写真撮影箇所一覧表のとおり			
		不可視部分の施工	適宜		
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕		
事故	事故報告	事故の状況	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可	
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕		
	環境対策	各施設設置状況	各種毎1回〔設置後〕		

※1 上表については写真撮影例であり、工事ごと施工計画段階で当該監督員と協議して決定すること。

※2 写真撮影時、黒板及びホワイトボードへ設計値及び実測値を記入すること。また、書類整備においても写真の横にある余白へ設計値及び実測値を記入すること。電子黒板による管理も可とする。

※3 しゅん工書類には、区分ごと及び測点ごとにインデックスをつけること。

## 指導事項

**(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について**

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

**(2) 建設工事の適正な施工の確保について**

- 一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

なお、主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の留意事項は、以下のとおりとする。

**【現場施工に着手する日が確定している場合】**

- ・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

**【現場施工に着手する日が確定していない場合】**

- ・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。

- ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- 三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

- 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

**(3) 労働福祉の改善等について**

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

**(4) 建設業退職金共済制度について**

- 一 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 二 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- 三 契約額が800万円以上の建設工事を締結した時は、受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という）を工事請負契約締結後1か月以内に発注者に提出すること。電子申請方式の場

合は、退職金ポイントの購入時に発行される掛金収納書を、工事契約締結後40日以内に発注者へ提出すること。なお、工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由および共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

- 四 受注者は三の申し出を行った場合、契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入した時は、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合または契約代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提示を求めることがある。
- 六 建退共制度に加入せず、または共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な受注者については、入札等において考慮することがある。
- 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- 八 中小企業退職金共済制度等その他の制度に加入の労働者がいることを理由に建退共制度を用いない場合、監督員等が現場において「保険契約証書」「中退共加入証明」等を確認する。

#### (5) ダンプ トラック等による過積載、不正改造等の防止について

- 一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込みます、また積み込ませないこと。
- 二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 四 さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込みます、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 五 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。
- 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプ トラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 十 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

#### (6) 不法無線局及び違法無線局対策について

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（不法アマチュア局、外国製無線機など）及び無線局の違法な運用（アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

安曇野市土木工事共通仕様書

令和元年 5月 15 日	改訂
令和元年 7月 19 日	改訂
令和元年 8月 1日	改訂
令和元年 10月 20日	改訂
令和2年 6月 29日	改訂
令和2年 10月 20日	改訂
令和3年 8月 1日	改訂
令和5年 10月 1日	改訂
令和6年 4月 1日	改訂
令和6年 10月 1日	改訂
令和7年 7月 1日	改訂